

## 生活できる最低賃金の実現と中小企業対策強化を求める意見書(案)

働いても生活保護相当の収入さえ得られないワーキング・プア（働く貧困層）が増加し、消費の低迷、未熟練労働の増加、企業活力の低迷、社会不安を醸成するなど社会問題化しています。その背景には先進国で最低水準になった日本の最低賃金があるとして、最低賃金をまともな水準に引き上げるため、昨年の臨時国会で約 40 年ぶりに最低賃金法が改正されました。法律では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」（第 9 条の 3）との規定が盛り込まれ、その趣旨については「最低賃金は生活保護を下回らない水準にする」とされました。

ところが、改正最低賃金法の下、生活を保護しうる金額に改定されるはずであった新最低賃金は最も高い東京でも時間当たり 739 円、最も低い秋田・沖縄では時間当たり 618 円にとどまっています。これではフルタイムで働いても月収 10～12 万円程度にしかならず、まともな生活は不可能です。最低賃金が、働く貧困層を生み出す温床とならないよう、法の趣旨をふまえ、生活保護水準を正しく活用して勤労者の最低生計費を算定しなければなりません。そのため生活保護は、①県庁所在地の級地を使う ②住宅扶助の特別基準を使う ③勤労控除を認める ④労働時間換算については所定内実労働時間をふまえて月 150 時間とするなどの算定方法を取り、最低賃金の指標としなければなりません。

I L O（国際労働機関）の調査によると、ヨーロッパ諸国では貧困と格差を是正するため最低賃金を月額 17 万円台から 20 万円台に引き上げています。これは労働者の平均賃金の 46～50%にあたり、将来的には 60%にまで引き上げることを決めています。日本でも世界の水準に遅れをとることなく、暮らせる最低賃金の確立が急務です。

世界の流れという点では、全国一律最低賃金制の確立も重要です。この制度を法定している国は、I L O 調査対象国 101 カ国中 59 カ国と約 60%にのぼり、発達した資本主義国ではほとんどが全国一律最低賃金制となっています。日本は狭い国土で 47 の地域別賃金をバラバラに決定し、同じ経済圏でありながら、川ひとつ、道路ひとつ渡れば最低賃金に大きな差が生ずる異常な状況にあります。地域ごとの最低賃金の大きな格差は、賃金の低位標準化や青年労働者の都市部への流失を招き、地域社会の活力の芽を奪っています。

景気の先行き見通しの不透明な中、何よりも優先すべきは低賃金労働と中小企業への対策です。よって本議会は国会及び政府に対し、暮らせる最低賃金の確立と中小企業対策の強化、地域格差をなくすための全国一律最低賃金制度の確立にむけた対応を求めるものです。

上記の通り、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 20 年 9 月 日

奈良県広陵町議会

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
厚生労働大臣	殿